

# 活かしてナンボの会計

## コロナ禍で加速するデジタル変革(DX)の中での電子帳簿保存法の改正

### ■ 税理士法人 袖野会計

- ・代表社員 公認会計士・税理士 袖野守康
- ・社員 公認会計士・税理士 北爪功一

税理士法人袖野会計は、中堅・中小企業の税務会計業務のほか、経営改善、組織再編、事業承継、資金調達、会計システム導入、企業価値評価、事業再生などの支援業務を多数手掛ける。税務会計の処理代行だけでなく、企業に求められる財務戦略や経営企画の立案及び実行支援も行っている。株式会社の社外取締役・監査役、公益法人の監事等にも在任。(〒320-0806 宇都宮市中央1丁目9番11号 大銀杏ビル2階 TEL.028-651-3460 (代表) FAX.028-651-3461 URL : <http://www.sdnpcpa.or.jp> E-mail : [soumu@sdnpcpa.or.jp](mailto:soumu@sdnpcpa.or.jp))



### 1. コロナと共存し始めた社会

コロナウイルスの感染者は、全世界でひと月に700万人以上増加し2700万人を超える人数となっているが、社会経済活動は、元の状態に戻るよう世界各国で懸命な努力が続けられている。今年開催予定であった東京オリンピックも今春に延期が決まった時点では、来年の開催も危ういのではと懸念されていた。しかし、今月には、IOCの幹部からは、しっかりとしたコロナ対策を実施できれば、世界と比べて感染者数が少ない日本では、東京オリンピックの2021年の開催は可能で、開催することは人類がコロナウイルスを克服した一つの象徴となるとの前向きな姿勢が示されるようになってきた。

我国におけるコロナ感染者数が少ない理由は、うがい、手洗い、マスク着用等の日本人の行動様式やコロナウイルスに対する免疫等があげられているが、周回遅れと揶揄されてはいるもののICT技術を活用した非接触型ビジネスの効果も無視できないものと思われる。オンラインによるテレワークやウェブ会議により在宅勤務が可能となり、営業においても、ウェブ会議と同じように、ズームやチームス等のアプリを用いて、リモートでの非対面型の営業活動が各所で見られるようになってきた。人間の生活をより便利にするデジタル変革(DX)は、コロナ対策の基本である人と人との接触を避けられる効果があるという利点からも着実に進展している。

### 2. 電子帳簿保存法の改正

電子帳簿保存法の改正が、来月10月1日より施行される。電子帳簿保存法とは、納税者の国税関係帳簿書類の保存についての負担を軽減するために、電磁的記録による保存を認める法律である。申告納税方式では、納税者自らが税金を計算し納税することとなり、その申告税額は、申告後の税務当局による税務調査で正確性が検証される。この調査において、会計帳簿や請求書等の証憑書類が疎明資料(証拠)として必須のものとなり、国税通則法で原則、7年間書面での保存が義務付けられている。

書面での保存は、特に大規模企業では膨大な量となり、機密文書としての保管場所の確保・管理の煩雑さやそのための費用も多額となる。そのため、電子帳簿保存法が制定され、段階的に書面に代わって電磁的記録による保存が容認されてきた。

ICTやIoT技術の進歩により通信速度が高速化し、企業間取引において電子取引が主流となりつつある状況に鑑み、今回の改正には電子取引におけるデータの保存要件を緩和し、商取引の電子化を促進する規定が盛り込まれている。

### 3. 電子取引における電磁的記録の保存要件の緩和

改正前は、電磁的記録の保存要件として、電子的に受領した請求書等に受領者側にてタイムスタンプを付与する方法、または改ざん防止等のための事務処理規定を作成して運用する方法が定められていた。タイムスタンプとは、一定の時刻にその電子データが存在し、その時刻以降変更が加えられていないことを証明する認証システムの一つで、国税に関する記録の保存のためには、一般社団法人日本データ通信協会が認定するタイムスタンプを付与することが求められている。

今回の改正では、請求書等の発行者のタイムスタンプが付された電磁的記録を受領した場合は、受領者はそのまま(タイムスタンプなしで)、その電磁的記録を保存する方法、及び受領者がデータ改変できないシステム(クラウド会計等)を利用する方法が追加され、改正前の要件が緩和された。

なお、改ざん防止等のための事務処理規定を作成して運用する方法についての改正は今回はなされていない。電子取引は、電子計算機を使用して作成する帳簿書類やスキャナ保存と異なり、書面での保存と同様、税務当局への承認申請が要件とはなっていないので、具体的な運用方法は今後実務上明らかになっていくものと思われる。

### 4. 商取引の電子化

BtoB取引である企業間取引においては、電子取引は今後ますます増加するものと予想されている。今回の改正により請求書等の発行者は販売側であり、取引関係においては、その受領者の要望を受入れなければならない立場にあるので、その発行においてはタイムスタンプが必要となるケースが増えるのではないかとと思われる。また、クラウドを活用することによる電子取引は経費精算等だけではなく、商品やサービスの販売でも様々なアプリが開発されるのではないかとと思われる。

電子取引への対応は、書類保存方法等の業務効率化の問題だけではなく、取引関係の維持継続のためにも必要になると考えられる。